

食安輸発 1224 第 1 号
平成 22 年 12 月 24 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成 22 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産未成熟えんどう及びその加工品)

平成 22 年度輸入食品等モニタリング計画については、平成 22 年 3 月 30 日付け食安輸発 0330 第 2 号 (最終改正:平成 22 年 12 月 22 日付け食安輸発 1222 第 1 号) に基づき実施しているところです。

今般、地方自治体における検査の結果、タイ産生鮮未成熟さやえんどうにおいて、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を 30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第 1 の 2 に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

| 検査強化日 | 対象国 | 対象品目 | 検査項目 |
|-------------|-----|---------------------------------------------------------|----------------|
| 平成22年12月24日 | タイ | 未成熟えんどう (さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。) 及びその加工品 (簡易な加工に限る。) | 残留農薬 (シペルメトリン) |